

■ 社労士オフィスろーどからの労務情報

定額減税について

政府は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年6月から定額減税を実施します。

減税額

- ・ 所得税 **本人：3万円**
配偶者または扶養親族：1人につき3万円
- ・ 住民税 **本人：1万円**
配偶者または扶養親族：1人につき1万円

定額減税の対象となるのは、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）である方です。

定額減税の実施方法につきましては、以下のサイトにて内容をご確認ください。

【所得税 <https://00m.in/oYrUI>（国税庁HP）】

【住民税 <https://00m.in/NRjbV>（総務省HP）】

求人票 明示事項の追加について

会社が労働者の募集を行う場合には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、令和6年4月1日からは、新たに以下の事項についても明示することが必要となりました。

追加事項

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

新たに求められる明示事項に注意し、適切な対応を行うことによって企業と労働者間の誤解やトラブルを未然に防ぐことができます。

詳しくはこちらのサイトにてご確認ください。

【<https://x.gd/x9Z2>（厚生労働省HP）】

キャリアアップ助成金「正社員化コース」ご紹介

キャリアアップ助成金「正社員化コース」は、有期雇用労働者等の企業内でのキャリアアップを促進することを目的としており、有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成するものです。2023年11月29日以降の正社員化に関する取り組みに対しては、助成金支給額も増額されました。

企業規模	正社員化前雇用形態	有期雇用労働者
	中小企業	80万円（40万円×2期）
	大企業	60万円（30万円×2期）

助成金申請のためには出勤簿、賃金台帳、就業規則の整備等が必要です。活用を検討されたい会社様はお気軽にお問い合わせ下さい。

【<https://00m.in/GtIiA>（キャリアアップ助成金のご案内）】

ハラスメント研修のご案内

新年度を迎え、新体制でスタートを切られた企業様も多いかと思います。その中で、多くの企業様がより良い職場づくりへの取組を強化していることと思います。当社ではハラスメント研修を提供しております。「パワハラ」「モラハラ」「セクハラ」等、事業所ごとに抱えている課題に合わせて、内容をカスタマイズすることが可能です。お時間は60分～90分程度をお勧めしています。お気軽にご相談ください。

■令和6年 実施実績

- ・ 富士市ユニバーサル就労支援センター様
- ・ オグマ工業株式会社 様
- ・ 株式会社杉山 様 他多数

詳しくは以下の実施レポートをご覧ください。

【<https://road-consulting.jp/report/1580/>】



社会保険適用拡大について～社会保険労務士事務所が分かりやすく解説～

社労士オフィスろーどの千葉です。

今回は、今年改定予定もあり、皆様も興味関心があると思います「社会保険適用拡大」についてご説明させていただきます。

Q.適用範囲拡大とは、何が拡大されることですか？

社会保険に加入できる短時間労働者（パートタイマーやアルバイト）の範囲が拡大されることです。これまでは、従業員数「101人以上の会社」が対象でしたが、令和6年10月からは、従業員数が「51人以上の会社」の短時間労働者も新たに対象となります。

Q.社会保険に加入するメリットは何ですか？

メリット①

社会保険に加入することで、各保険制度を利用することが可能になり、給付を受けることができます。

メリット②

社会保険料の半額は会社が負担してくれます。

メリット③

厚生年金に加入することで、将来もらえる年金額が増えます。

【ブログの詳細はこちらよりご覧ください。 <https://office-road.jp/blog/useful-blog/4587/>】

社会保険の適用範囲拡大について
～社会保険労務士事務所が分かりやすく解説～

今日も歩きたくなる道づくり

社労士オフィスろーど

〒416-0907 静岡県富士市中島416番地の4 <https://office-road.jp>

☎ 0545-88-2701 ☎ 0545-88-9959 ✉ info@office-road.jp

